

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

(1) 大気汚染防止法

(令和元年度)

届出種類	区分		ばい煙	揮発性 有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	水銀及び その化合物	合 計				
設 置	164	(135)	0	(0)	11	(10)	0	(0)	1	(1)	174	(144)
使 用	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
構造等変更	33	(21)	2	(2)	3	(3)	0	(0)	1	(1)	39	(27)
氏名等変更	-		-		-		-		-		299	(247)
使用廃止	162	(137)	0	(0)	6	(5)	0	(0)	1	(1)	168	(142)
承 継	33	(28)	0	(0)	3	(3)	0	(0)	0	(0)	36	(31)
排出等作業	-		-		-		1119	(975)	-		1119	(975)
合 計	392	(321)	2	(2)	23	(21)	1119	(975)	3	(3)	1837	(1566)

(注) ( ) 内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村（以下政令市等\*）における件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(令和元年度)

届出種類	区分		大気基準 適用施設
設 置	2	(1)	
使 用	0	(0)	
構造等変更	6	(4)	
氏名等変更	30	(30)	
使用廃止	6	(6)	
承 継	1	(0)	
合 計	45	(41)	

(注) ( ) 内は政令市等\*における件数で内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(令和元年度)

届出種類	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合 計							
	ばいじん	有害物質	届出施設(件数)	届出工場等										
設 置	14	(11)	22	(15)	41	(34)	1	(1)	105	(86)	17	(17)	200	(164)
使 用	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	3	(3)
構造等変更	24	(4)	12	(7)	12	(9)	7	(7)	14	(13)	4	(4)	73	(44)
氏名等変更	-		-		-		-		-		-		209	(169)
使用廃止	14	(12)	40	(36)	38	(32)	3	(3)	80	(72)	5	(5)	180	(160)
承 継	2	(1)	3	(3)	23	(17)	1	(1)	5	(4)	1	(1)	35	(27)
排出等作業	-		-		-		-		-		136	(112)	136	(112)
合 計	54	(28)	78	(62)	112	(90)	12	(12)	206	(177)	163	(139)	834	(677)

(注) 1 ( ) 内は政令市等\*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

\* 集計基準時における政令市等は以下のとおりである。

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法に係る政令市等には守口市、和泉市及び門真市も含む。